

旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

この診断調査票は、高知市住宅耐震改修費等補助金のうち木造除却の申請のみに使用できます。

高知市が倒壊の危険性があると判断できない場合は、診断士の木造住宅耐震診断を受けていただくようになります。

□調査家屋所在地： 高知市

□調査者： _____ □調査日： 令和 年 月 日

調査者との関係 (○をつけてください)		所有者
		所有者の家族
		委任された者

□建築物の概要

チェック欄 (いずれも必須)

	木造住宅である（在来工法・桝組壁工法） ※丸太組工法、工業化住宅（プレハブ住宅等）は対象外
	昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手したもの

チェック欄 (いずれかにチェック)

	一戸建て住宅
	店舗等住宅（住宅部分が延べ床面積の 1/2 以上）
	長屋または共同住宅

【次ページへ続く】

※この欄には記入しないでください

判定 (倒壊の危険性)	あり
	なし

耐震補助確認

避難路
住宅地
どちらでもない

判定日 R . . 担当

各項目について住宅の状況を確認して、該当する場合はチェック欄に「○」を記入してください。

全ての項目に「○」がつく必要はありません。(1項目以上)

チェック項目が判断できる写真(カラーコピー可)を添付してください。1項目2～3枚程度。写真の裏面等に項目の番号を記入してください。

箇所	項目	例	該当する項目に○
建物全体	①全体又は一部に崩壊がある	・建物全体が崩壊・落階している ・屋根や外壁の一部が脱落している ・柱が折れている ・外壁に亀裂や穴が生じている	
	②全体又は一部に変形がある	・建物全体が傾いている ・棟がうねっている ・軒先が垂れている ・柱や壁が傾いている ・床に起伏がある	
地盤・基礎	③地盤沈下が生じている	・土地の沈下や建物の沈下が見られる	
	④基礎がコンクリート以外(玉石、石積み、ブロック等)である	・基礎が玉石、石積み、ブロック、レンガ等である	
	⑤基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損が見られる	・基礎がひび割れている ・基礎の一部が欠けている ・鉄筋の露出や鉄筋のさび汁が見られる	
老朽・腐朽	⑥柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	・部材が食害されている(特に床下や小屋裏等の暗くて多湿な箇所を確認) ・白蟻の巣がある ・部材に虫がわいている	
	⑦柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる	・部材が湿気等により腐っている ・部材にカビが生えている	
	⑧柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる	・部材に穴がある ・部材が欠けている ・部材に亀裂が見られる	